

滋賀県知事

嘉田由紀子様

2009年11月24日

R D問題周辺自治会連絡会

「R D安定型最終処分場の対策工実施への基本要 求」提出について

R D安定型最終処分場問題については、将来に禍根を残さない解決を要求します。

これまでの調査では多種の有害物が検出され続け、関係者の証言からも不法廃棄物・有害廃棄物が多量に埋め立てられていることは明らかです。このような状況で、安全・安心の為には、有害物の除去が必須であり、本年5月27日にも要望書を提出しました。

昨年来の滋賀県の現地封じ込め対策工案「よりよい現位置浄化案」では、効果的とは考えられず、多くの住民が反対してきました。県は、住民に受け入れられない県案に固執することなく、確かな効果がある工法を実施するべきです。今回、別紙、「R D安定型最終処分場の対策工実施への基本要 求」を提出します。

ここに、我々周辺住民は、将来にわたり安全・安心に暮らすため、この「基本要 求」に従った対策工の実施を要求します。

R D問題周辺自治会連絡会(50音順)

赤坂自治会

会長

小野自治会

会長

上向自治会

会長

中浮気団地自治会

会長

日吉が丘自治会

会長

栗東ニューハイツ自治会

会長

## RD安定型最終処分場の対策工実施への基本要件

有害物の除去を基本として、将来にわたり、安全で安心できる対策工の実施を求める

### 1、廃棄物処理法を遵守すること。

- ・維持管理基準及び廃止基準をクリアすること。
- ・環境基準等の法令をクリアすること。

### 2、県RD問題対策委員会答申にある対策工実施の基本方針を遵守すること。

(知事は住民説明会において対策工実施の基本方針を表明)

(概要)

- |                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| ア 住民の合意と納得を得ることが大原則 | オ 周辺住民の生活環境の保全措置          |
| イ 効果的、合理的、経済的に優れたもの | カ 恒久対策と緊急対策に分けて実施         |
| ウ 措置命令を発し、代執行事業とする  | キ 終期は廃止基準を満足し、将来支障を生じないこと |
| エ 支障等の除去及び素因の除去     | ク 特措法、廃掃法の支援を受け、円滑な実施     |

### 3、不法投棄廃棄物(約31万 $m^3$ )を掘削撤去すること。

(理由として)

- ① 許可底面より平均で5m程度深く掘削され、処分場の許可容量を超過していることが確認されている。
  - ・開始許可は約24万 $m^3$  → 追加許可で約40万 $m^3$ に → 県対策委員会で現状約71万 $m^3$ と確認。
- ② 処分場跡地の環境負荷の軽減。

### 4、不適切に処理された許可品目以外の廃棄物を掘削撤去すること。

(理由として)

- ① 不適切に処理された許可品目以外の廃棄物が、処分場で確認されている。
  - ・鉛汚染廃棄物、医療系廃棄物、木くず、鉄くず、廃油系廃棄物、高アルカリ物、コンデンサー等、他。
- ② 県の処分場立入りにおける公文書や、県や住民の調査による元従業員の不法廃棄物埋立証言等による実態が報告されている。
  - ・医療系汚泥、廃油系ドラム缶、塩酸、廃アルカリ、石灰、廃プラ火災残渣、廃塗料、し尿、工事汚泥、他。
- ③ 廃棄物調査(含有試験・溶出試験等)により、有害物質が検出確認されている。
  - ・H16年度深堀穴の埋め戻し工事に伴う調査で鉛が確認。 → 処分場内に封じ込めて、放置(5,000 $m^3$ )。
  - ・H17年度西市道側の調査は、C地点でフッ素・鉛・油分が確認。平坦部でダイオキシン類・油汚染が確認。  
→ 措置命令を出したが、ドラム缶・一斗缶・ポリタンクは仮保管、汚染土・汚染廃棄物は放置、木くずは処理。
  - ・H18年度埋立状況廃棄物の調査はフッ素・ホウ素・鉛が確認。 → 未処理のまま放置。
- ④ 措置命令が出された。
  - ・H18年4月12日 西市道側平坦部の大量の違法埋め立てドラム缶・木くず等と汚染された廃棄物土を除去するよう命じた。
  - ・H20年5月28日 埋立廃棄物等の飛散防止、汚染された浸透水による地下水汚染防止、硫化水素ガスなど悪臭発生等の防止、焼却炉の燃え殻やばいじんの飛散防止、これらについて措置を命じた。

### 5、浸透水や地下水汚染の素因となっている有害物を掘削により除去すること。

(理由として)

- ① 浸透水や地下水に法令の水質基準を超える有害物質等が確認されている。
  - ・総水銀、シス1,2ジクロロエチレン、ダイオキシン類、ヒ素、鉛、ホウ素、フッ素、カドミウム、ベンゼン、COD、BOD、PCB(浸透水)
- ② 県や市のモニタリングにおいて、現在も法令の水質基準を超える有害物質等が確認されている。

## 6、汚染された浸透水の拡散防止をすること。

(理由として)

①汚染された浸透水は地下水へと拡散し、KS3帯水層やKS2帯水層は法令の水質基準を超え、汚染されている。

・総水銀、シス1.2、ダイオキシン類、ヒ素、鉛、ホウ素、フッ素、カドミウム、ベンゼン、COD、BOD等

②粘土層を破壊された複数の深堀穴は、地下水へと汚染を拡散している。

・H10年度(深さ約20m)の深堀穴は、底面は良土と防水シートで修復、側面は放置、廃棄物は浸透水に漬かり、汚染を拡散していると思われる。

・H6年度(深さ約20m)の深堀穴は粘土層を破壊した可能性があると思われる。

・H3年度(深さ約11m)の深堀穴は粘土層を破壊した可能性があると思われる。

・他にも、許可床面より深く埋め立てられた廃棄物が浸透水に漬かり、汚染を拡散していると思われる。

③処分場建屋等の基礎支柱パイルは、廃棄物層を貫通し、地下粘土層を破壊し、汚染を拡散している。

・パイル口径40cm～60cm、打込み深さ20m～24m、本数142本が打ち込まれている。

④旧鴨ヶ池(沈砂池の下部)は、つぼ掘調査で廃棄物が5m以上埋め立てられているのが確認されている。

・この場所には、黒い廃油系の液体が放置されたままになっている。

・未だ、高アルカリ性の浸透水が汲み上げ井戸や地下水で確認されている。

・産業廃棄物の埋立が確認されている。

⑤経堂池のEC、COD、全窒素等が高い値を示し、処分場からの影響を受けていると思われる。

## 7、有害ガス発生の素因となっている有害物の除去をすること。

(理由として)

①有害ガスや悪臭が発生している。

・メタン、硫化水素、一酸化炭素、二酸化炭素、アンモニア、ベンゼン、トルエン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン・他

②市の調査で、高濃度のVOCが沈砂池周縁で確認されている。

・ベンゼン、トルエン、他のVOC。

③地中温度が定常地温より高温となっている。

・H18年度調査で23.1～46.5℃。

## 8、有害ガスや悪臭の拡散防止をすること。

(理由として)

①周縁への有害ガスや悪臭の拡散防止の為、強制換気によるガス処理が必要である。

・大気中へ、未処理のまま放出することは認められない。

・空気注入+吸引集ガス+ガス処理施設が必要。

## 9、県RD対策委員会答申、対策工の終期を早期に達成すること。

(理由として)

※

①現行特別措置法+延長特別措置法による国からの支援等を得て、対策工の終期を達成させる。

※ 対策工の終期は、法令上の「安定型最終処分場廃止基準を満足する状態」を目標とし、対策工の実施後に支障等が認められず、かつ、将来においても支障等を生じないことが確認できる時期を原則とする。(県対策委員会答申より)

## 10、処分場は県の所有とすること。

・土地利用については、住民と協議すること。

## 11、埋め立て証言等の確認調査をすること。

- ・不適正処分の照会・聴き取り調査の確認をすること。
- ・刑事告発(H20.9)に伴う供述の確認をすること。

## 12、その他

- ①対策工を、効果的、合理的、経済的に進める上には、さらなる詳細調査等、全容解明に努めること。
  - ・ガス、含有、溶出、水質等の組合せによる調査。
  - ・周縁及び周辺の地下水等の調査。
  - ・廃棄物層の底部、浸透水の水深等の調査。
- ②旧焼却炉の基礎部分も含めた全面解体撤去をすること。
- ③ガス化炉の建屋及び付帯施設等の基礎部分も含めた全面解体撤去をすること。
- ④処分場内の建屋及び施設等の整理をすること。